

各種予防接種の法的位置づけ

		予防接種法			新型インフルエンザ (A/H1N1) の場合※	(法定外)
		定期接種		臨時接種		
		1類疾病	2類疾病			
接種の 努力義務		あり	なし	あり	なし	なし
接種費用の 負担		市町村が支弁 (実費徴収可能、 経済的困窮者を 除く。)	市町村が支弁 (実費徴収可能、 経済的困窮者を 除く。)	国1/2、都道府県 1/2 又は 国、都道府県、市 町村が1/3ずつ	自己負担 一回目 3,600円 二回目 2,550円 (経済的困窮者を除く。)	自己負担
健康被害の 救済	適正目的 適正使用	○	○	○	○	○
	不適正使用 (接種行為等 の過誤)	○	○	○	○	×
	給付金額 (例)	障害年金(1級) 490万円/年 死亡一時金 4,280万円	障害年金(1級) 272万円/年 遺族一時金 714万円	障害年金(1級) 490万円/年 死亡一時金 4,280万円	障害年金(1級) 272万円/年 遺族一時金 714万円	障害年金(1級) 272万円/年 遺族一時金 714万円
	費用負担	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4			全額国負担	製薬企業等からの 拠出金

※健康被害の救済については特別措置法で対応。接種事業については国の予算事業として実施。

予防接種の様式と予防接種法上の位置づけ

疾病の特性 (社会への影響)		【1類疾病】	【2類疾病】
		発生及びまん延を予防するために予 防接種を行う疾病	個人の発病又は重症化を防止し、併せて これによりその蔓延の予防に資すること を目的として予防接種を行う疾病
予防接種の緊急性	努力義務あり	ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎(ポリオ) 等	
	努力義務なし		季節性インフルエンザ(高齢者に限る)
【定期接種】 定期的に行う予防接種	努力義務あり		
	努力義務なし		
【臨時接種】 まん延予防上緊急の必 要がある予防接種	努力義務あり	具体的な疾病は指定していない	具体的な疾病は指定していない
	努力義務なし		